

〈資料紹介〉

「御書院御物帳」(沖縄県立博物館蔵)

「御座飾帳」(同)

「御書院並南風御殿御床飾」(同)

渡名喜 明

(となき あきら 県立博物館学芸員)

一六〇九年、薩摩藩島津氏は大軍をもつて琉球に攻め入った。百戦練磨の兵力と武器の前に、琉球側はひとたまりもなく敗北した。尚寧王はじめ重臣たちは捕虜として薩摩に連行され、この間に島津の手で琉球全島の検地が行われた。一方、薩摩藩主島津家久は、尚寧を伴つて駿府に徳川家康に謁し、さらに江戸に上つて將軍秀忠に謁した。琉球入りの確認と、尚寧が徳川幕府の陪臣となつたことを報告するためであつた。

一六一一年、家久は沖縄島以南の総石高を八万九千八十六石とし、内五万石を王府に、残りを諸士に配分するよう命じた。奄美群島は分割され、島津の直轄領となつた。さらに芭蕉布三千反、上布六千反などの諸雑物の貢納が命じられた。この年尚寧は、永久的に島津に服從し、忠誠を尽くす旨の誓約書を提出させられ、「撻十五ヶ条」が授けられて、一行は帰国を許された。

かくして、琉球は徳川幕府から島津氏に「領知」せられ、島津の付庸

國となつた。以後、国王の繼嗣や三司官など重臣の任命には、島津の承認が必要とされた。中国との進貢貿易も薩摩の厳重な監視、監督のもとに行われることになり、一六三一年には島津の役人が「在番奉行」として那霸に駐在することになつた。在番奉行は進貢貿易、島津への貢納、キリストン禁制などを始めとして、外交内政の全般にわたつて監視の眼を光らせた。

一方、一六一三年以降毎年年頭使が鹿児島に派遣されることになり、また島津家に吉凶のある時は、特使を派遣する慣例が作られた。これは大和上國、または大和上りと呼ばれた。また、徳川幕府に対しては、将军就任に際しては賀慶使、国王の即位にあたつては恩謝使が派遣され、将軍に拝謁することとなつた。いわゆる江戸上りである。

大和上り、江戸上りにあたつては各種の儀式が執り行なわれることか

ら、沖縄の王族・士族は、大和式の儀礼・作法・学芸を教養として身に

付けることが必要とされた。尚質王の攝政羽地朝秀の「仕置」には、次の
の「覺」が入っている（一六六七年）^[註1]。

覺

- 一、学文之事 一、算勘之事
- 一、筆法之事 一、筆道之事
- 一、医道之事 一、立花之事
- 一、容職方之事 一、謡之事
- 一、唐樂之事 一、包丁之事
- 一、茶道之事 一、馬乘方之事

右之芸若キ衆中、達道ニ相嗜上之御用可立儀專要ニ候、右之内一芸ニ而
も不嗜方者縱無余儀雖為筋目、被召遣間敷候間、為前以触渡者也。

未四月廿三日

羽 地

摩文仁
伊野波

具志頭

これら大和芸能奨励が掛声だけに終つたのでないことは、「阿嘉親雲上直識遺言書」で察せられる。阿嘉直識は一七一二年に生まれ、一七八四年に没した。遺言書の前篇は直識五十八歳の時、すなわち一七七八年に書かれている。それによれば阿嘉は十三歳の時から謡の稽古を始め、十五歳からは漢学、十七歳から和学を、さらに二十歳になつて和歌の手ほどきを受け始めたことを、書物名や師匠名をあげて述べている。一方、

書は尊王親王の流れを学び、有職故実は在番奉行所横目役から伝授され

たという。そして、「茶道活花も稽古不致候て不叶事にて候間、余力の時
分に可致稽古事」と述べている。^[註2]

阿嘉直識は、在番奉行以下の役人を接待する任務を持つ大和横目を勤め上げた人物で、その意味では余の士族以上に諸芸に勵んだと考えられる。しかし後に述べるよう、王国時代末期には八重山石垣島の地方役人が立花その他大和芸能の稽古に励んでいたことを見ても、士族間に大和芸能が一般教養として、ひととおりは嗜まれていたことがうかがえる。阿嘉は遺言書の中で、孫憶、謝天遊、馬元欽ら福州の画家の掛物、巻物のほかに、日本の狩野探幽、法眼永真らの絵も家宝として秘蔵している旨述べている。なかには本人が購入したものばかりでなく、阿嘉家の先祖が買い求めたものも含まれている。自ら諸芸に励むばかりでなく、こうした古画の収集も行われ、鑑賞されていたのである。

在番奉行は前述したように一六二八年に創まり、一八七二年の琉球藩設置まで、三年交替で滞在した。島津の権力と威光を笠に着て、ほしいままのふるまいに出たことが、島津から送られた「琉球在番江相渡置候御条書条々」（一七〇〇年）によって知ることができる。阿嘉直識が勤めた大和横目が、在番奉行以下の役々を接待する費用は自前であつたといわれ、この職を勤めた者の家には泥棒も入らない、といわれたといふ。これに対して、在番奉行は三年の勤務で蔵が建つといわれた。^[註3]有名な那霸大綱引も、発生の理由はともかく、後世は在番奉行着任を祝つて三年毎に催された。^[註4]

すでに天啓年間（一六二二～一六二七）には、首里城内に南風御殿（南

殿）が建てられていた。^(註6) 冊封使接待を目的とする北殿に対し、薩摩から^(註7) 役人を接待するため設けられたもので、純和様の建築であつた。^(註8) 院の創建は明らかでないが、一六二二年に翁啓豊が初めて「御書院当官」に任ぜられたとする記録がある。

「御書院御物帳」

楮紙十四枚からなり、縦二七・四cm、横二〇・九cmで袋綴になつてゐる。「御茶道方」によつて書かれたものである。御茶道の係は書院勤めで、三人に相付三人の六人である。勤め向きは「活花上り御茶^(註9) 揚相携候事」^(註10) とあるように、活花や茶道およびこれに伴う諸道具を管轄するものであつた。本文書の内容は、王府が所蔵する中國および日本の古書画の目録である。掛物、卷物、手鑑の順に記述されている。

掛物の項は、「唐字御掛物」から始まる。冒頭には清国皇帝から琉球国王へ下賜された直筆が並んでいる。直筆押領は、福建靖南王謀叛の時、琉球がこれにかまいかまなく忠順の意を表したことに對する賞物として、康熙帝より下賜されたことによる。この書は尚貞王の冊封使汪楫によつてもたらされたもので、一六八三年のことである。本文書にあがつてゐる「中山世土」がこれである。

その後、皇帝即位のたびに直筆が下賜されたが、一七八四年には、皇帝の長寿を祝する意味で、特別に直筆が下賜された。これが「海邦済美」である。直筆の下賜に對しては返礼として金鶴を献上する慣例であつた

が、この時には薩摩から金銀を異国へ持ち出すことは天下の御大禁であるから、別の品にするようとの指示が与えられた。^(註11) これに対する琉球館（鹿児島在）の返書が、「琉球館文書」に収録されている。^(註12) 返礼の使者は、一七八九年に派遣された。このとき使者一行は格別のもてなしを受け、再度直筆「福」の字および各種の賞物を下賜された。この直筆も本

文書にあがつている。

『中山世譜』によれば、

この次に國王が受けた皇帝直筆は嘉慶帝の「海表恭藩」で、冊封使趙文楷、副使李鼎元一行

によつてもたらされたものである。^(註13) これは一八〇〇年のことであり、

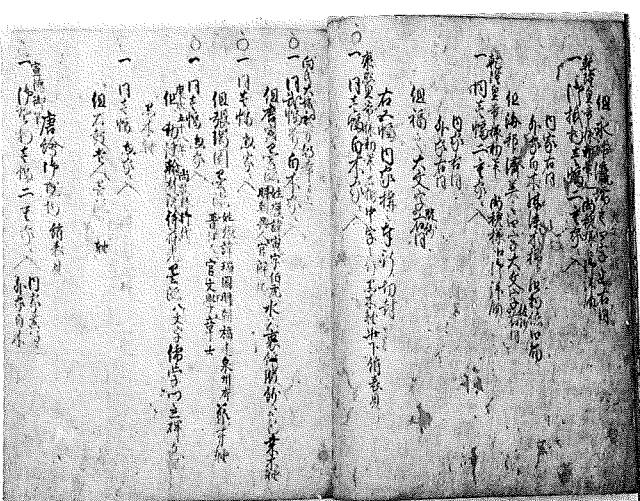
御書院御物帳

(A) この直筆が本文書に掲載されていなないことから、本文書の成立は、一七

八九年から一八〇〇年

の間であることが推測される。次に紹介する

「御座飾帳」の内容が、



三年にまたがるものであるから、両書は時期的には重なつてゐると見ることができる。

本文書に見える中国の著名な書家としては、唐寅、張瑞図、蘇軾等があり、「中山伝信錄」で知られる尚敬の冊封副使徐葆光の書も含まれている。絵画では牧溪、顔輝、陳容、王翬、王淵、文徵明、劉松年、仇英、子昂等の作品があがつてある。沖繩から派遣された絵師を指導した福州の画家孫憶の絵もある。

日本画では狩野永徳、探幽、常信、元信、洞雲、安信、周信等狩野派の著名な画家が並んでいる。ほかに雪舟、等閑秋月、小堀遠州、古田織部、一休、木村探元斎の作品も見える。書の方では藤原俊成、小堀遠州、一休等の作品がある。

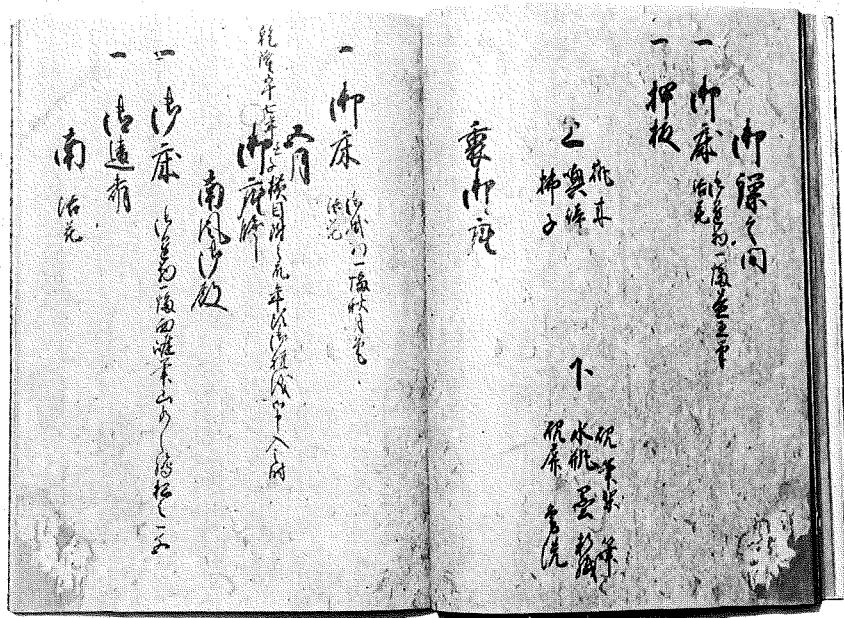
ここにあがつた書家、画家はいずれも一流の面々ばかりといつてよいだろう。これらの書画は中国皇帝や島津藩主から拝領したもの以外に、家臣から献上されたものや、時の在番奉行（諏訪空右衛門）から献上されたものもある。出所が記されていないもののうち中国ものは、進貢使や接貢使一行あるいは官生に託して買い求めたものか、冊封使一行がもたらしたものであろう。日本の書画は、薩摩に上国した使者あるいは江戸上りの一行に託して買い求めたものか。大和横目を勤めた阿嘉直識家に、狩野永徳や孫憶等の絵が秘蔵されていたことからしても、著名な作家の作品を収集する慣わしは、ひとり王府に限られていたのではないのであって、こうした習慣と教養が士族の間にあつてこそ、王府もこれだけのものを集めきれたとはいえないだろうか。

本文書には随所に朱書が入つていて、時に字句や作者名を修正し、時には格護のさまを加筆している。筆跡からして同一人物の手になるものと見られるが、興味深いのは巻末に同じく朱書で、琉球側の画家琥以祚石嶺親雲上伝福の山水図一幅、花鳥図一幅が追加されていることである。もちろんこれは冒頭の目録にはあがつていない。石嶺伝福（一六八八—一七四七）は、同じく画家として知られる伝莫の長子で、一七一〇年に王府の絵師となり、一七二五年には花鳥図十二枚^{註15}、山水図二枚を描いて王府に献上していることが、家譜によつて知られる。一七三四年には絵師主取に任じられている。本文書に記載されている山水図、花鳥図は伝福が献上したものに違ひないだろう。それにしても、本文書が書かれたと見られる一七八〇年代といえば、沖繩絵画史上で名を知られる欽可聖城間清豊（自了一六一四—一六四四）、伝福の父琥自謙石嶺伝莫（一六五三—一七〇三）、吳師虔山口宗季（一六七二—一七四三）、殷元良座間味庸昌（一七一九—一七六七）などの作品もまだ多く残されており、印象も新しかったはずである。石嶺伝福の絵だけが、それも朱書で書き加えられた理由は、今のところ知る手だてがない。

「御座飾帳」

楮紙二十四枚からなり、縦二五・一cm、横一九・二cmで袋綴となつてゐる。筆者は「公事帳調部方」となつてゐるが、首里王府のどこに属するか不明である。在番奉行および付役の衆を招請した際に行われた南殿、書院、御鏡之間などの座敷飾り、床飾りを記録したものである。一

七九〇年七月から一七九三年正月に至る時期の記録で、飾りの回数は七回である。招請は在番奉行および付役衆の着任と退任、年頭挨拶、暑中見舞、寒中見舞となつていて、ここで一七六〇年二月に着任した在番奉行本田朝次郎以下の出迎え・招請に関する記録を紹介する。



(B) 御座飾帳

一 御在番奉行并御役々衆之儀、為 上使御渡海被成候付那霸御入津之砌
攝政三司官御迎に御下、於詰所段々御馳走有之、且又 上様御始王子
按司三司官並親方中、其外役場ニ付て御取合之面々日賦を以御下着之
御祝儀申上、御有付御用として品物をも差上、其上 上様並王子三司
官よりは年に三度づゝ、御招請有之候先例之事。(以下略)

(仲吉朝助編「古老集記類」)
社 16

在番奉行の権勢がうかがわれる記録である。ここでいう年三回とは年頭、暑中見舞、寒中見舞のこと、國王、王子、三司官から招請されるのであり、後述するように王城では着任・退任の招請も加わるから年に十数回の招請を受けていることになる。どの場合も付役衆まで招かれた訳ではないだろうが、ちなみにいえば、在番奉行所の役人は一七六〇年の時点では奉行以下十七名に及ぶ。

大和上り、江戸上りにおいて、薩摩、江戸では使者の格に応じた接待が行われた。そこでは礼式ばかりでなく、座敷飾りも使者の格に準じてなされたはずである。たとえば一七九六年八月、尚温王襲封の恩謝使として江戸に上る途中、正使大宜見王子一行は鹿児島に滞在、藩主から「御料理頂戴」および「御膳進上」を許された。この時の記録には「御対面所御床棚飾、其外御座向等、先例之通」、あるいは「御書院御床御棚飾其外、先例之通」と見える(「島津家列朝制度」卷之三十八)。沖縄側におても、島津藩を代表して駐在する在番奉行の接待にあたっては、それにふさわしい座敷飾りが必要とされたのである。

座敷飾り・床飾りに使われる掛物、卷物、手鑑は一、二を除いてすべて前述「御書院御物帳」に記載されているものばかりである。これからしても王府が収集した書画は、鑑賞だけを目的としたのではなく、在番奉行招請の必要から集められたことが理解される。

首里城の南殿や書院、鎖之間などは、昭和初期の段階において首里市立女子工芸学校の教室あるいは職員室として使われていた。当時教員として勤めた人に尋ねても、内部は板なども取り払われ、もとの座敷配置がどうだったか明らかでない^{註16}ことである。したがって、床の間や違い棚などの構えや向きについても、今では知ることはむずかしい。田辺泰著『琉球建築』(昭和十二年刊)にも詳しい間取りは記載されていない。本文書によれば、南殿と書院に床と違い棚があり、鎖之間には床のほかに「押板」が設けられていることがわかる。(以下、いけばな関係者以外の読者のため、大井ミノブ編『いけばな辞典』に収録されている関連用語には*印をつける。東京堂出版刊)。床には絵を一幅掛け、立花あるいは活花や置物を飾っている。また違い棚の飾り様、あるいは押板に飾られる道具の配置も、古式に準じて行われている。

座敷飾りの法式は、建築における書院造りの成立と歩調を共にしたといわれる。「君台観左右帳記」(一四七六年または一五一一年)や「御飾記」(一五二三年)には、座敷飾りが成立した時期の様式が記録されている。それによれば、床の前身たる押板の壁には三幅対の絵を掛け、その前に花、香、灯の三具足(みつぐそく)、その両脇に對の立花を飾るのが基本的で、正式な飾りであった。^{註17}これは五具足または諸飾と呼ばれている。

また、付書院には筆や文鎮、硯屏などの文房具類とともに印籠や軸物、そして花が飾られた。天井には喚鐘が吊るされ、壁には執木(撞木)や払子が掛けられた。^{註18}その隣に設けられた違い棚には香炉、茶碗、食籠、沈箱、鉢、印籠などが飾られた。

飾られる道具では、唐物が好まれたことはいうまでもない。薩摩藩でも琉球入り後まもなく、この種の飾り道具、茶道具を琉球に注文、進貢貿易に託して買い求めている。たとえば一六一六年の注文品には古風の香箱や釜、花掛け物、水指、硯付筆、硯屏、さらには茶碗、火箸、籠の花入、獅子香炉、印籠、つりぶねなどがあがっている。また一六一八年二月には三具足、古掛け物、各種の筆架、香合、水入、花入、硯、水指、茶碗、そして天目、天目台、三幅あるいは二幅一対の絵、香筋、文鎮、硯屏、印籠などが注文されている。同年三月には、翌々年將軍家光および前將軍秀忠が、江戸の藩邸に臨むについての御成飾用具として、新たに各種の飾り道具を注文している(『鹿児島県史』第二卷)。

琉球側が注文の意味を理解しない訳はない。同時にこれら工芸品、諸道具の価値と、座敷飾りの持つ重要な意味も了解したであろう。王府自らも積極的に道具を収集するとともに、法式の習得に力を入れたと考えられる。本文書の例でいえば、乾隆五十七年(一七九二)、新たに着任した在番奉行平田孫太郎招請の際には、南殿の床飾りは前記の三幅対・三具足・立花対瓶(「三瓶」とあるのは三具足の花も数えてのことか)の飾り、書院の床は掛物二幅、対の立花となつていて、しかもこの場合に限られていく。就任に敬意を表し、祝賀の意を込めて飾られたものと見られる。ま

た、奉行や付役の衆を年頭祝儀に招請した際は、南殿の床には祝儀の花として「松之一色」が立てられ、書院には寿老人が掛けられている。これらは立花や座敷飾りを正式に学んでいることの一端を示すものである。なお、それぞれの場合に行われた座敷飾りの記述の末尾には、月の名が記されている。その時期にふさわしい掛物や、立花・活花が飾られたことを示している。

こうした座敷飾りや立花・活花については、各種伝書をとりよせて調べ、ときには島津の家臣とおぼしき人物からも、直接学んだことがあつたことについては、次項で述べる。

「御書院並南風御殿御床飾」

楮紙十五枚からなり、縦が二七・四cm、横二〇・二cmで、袋綴になつてている。筆者不詳。

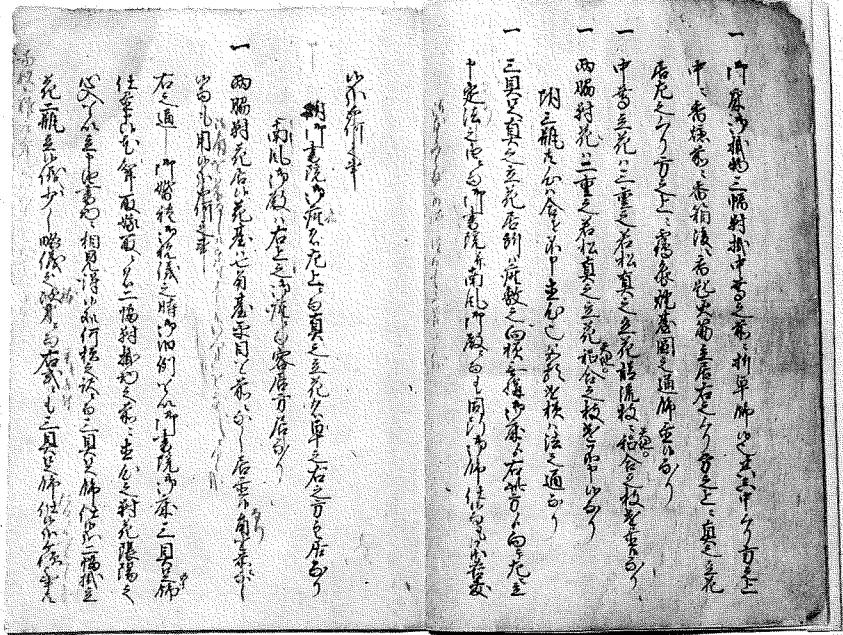
羽地朝秀や阿嘉直識が、士族の教養として嗜むべしとした芸事のひとつに立花があることは、すでに述べた。王府の書院においては、御茶道

およびその相付計六人が担当したが、立花の稽古は王府や首里、那覇の士族に限らず、八重山の士族の間でも行われていた。たとえば頭職を出した石垣家には、「生花聞書口伝集」、「生花四季華形聞書集」、「立花聞書集」下巻が残されている。同家には他に謡曲、示現流剣法、馬術、日置流弓術、作庭などに関する文書もあり、各種大和芸能の稽古が八重山でも行われていたことを示している。

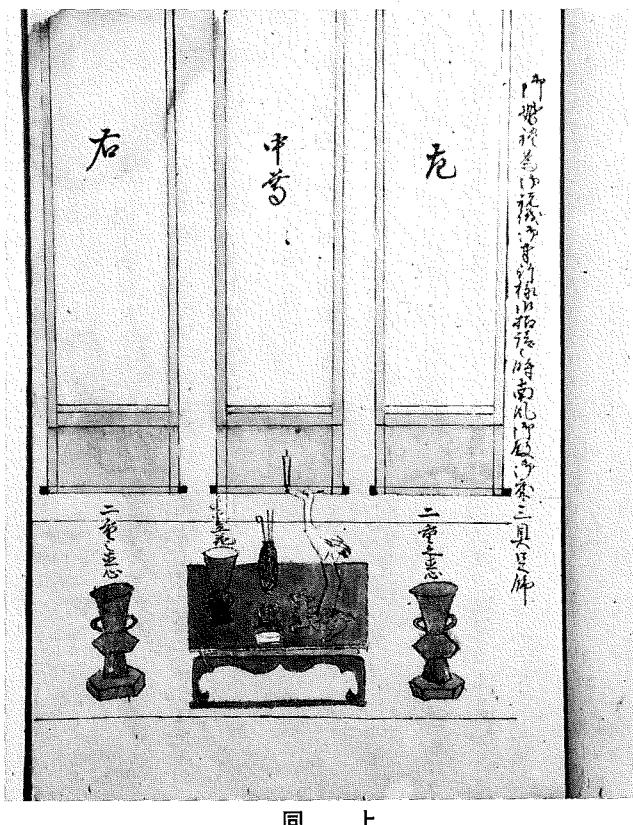
示現流、日置流は薩摩における剣術、弓術の主流を占めるものである。

「島津家列朝制度」によれば、「活花」では「池之坊流」が主流であり、他に「石州流」、「狩流」（「独流カ」と傍註がある）などが行われていたことがわかるが、「立花」の項は「空白」となっている。^{註20}これら諸芸のなかには、島津の家臣とおぼしき人物から、秘伝として直接伝授されたものがある。石垣家藏の「生花聞書口伝集」奥書には、この伝書が「丸田忠兵衛」から一七七一年に「儀間親雲上」に伝授したものとある。また同家蔵の「手数之形」という乗馬法を記した文書は、一八三四四年に「佐久田守祥」から「喜舎場にや」に与えられた免状である。^{註21} 本文書は、婚礼祝儀およびその際の奉行を招請するにあたつての南殿、書院における床飾りを示したものである。「御婚礼御祝儀並常御成之時」のものとの見出しが、「上様 国頭親雲上より初御成之時」とあるところからすると、国王の婚礼と考えられる。七枚の彩色挿図がある。飾り様の旧例をあげ、「書物」と照らし合わせて旧例に疑問を呈し、改革することが妥当かどうかを問うている。ただし問い合わせ先は記されていない。

この「書物」が一冊か複数か即断はできないが、実名としてあがつている唯一のもので、しかも重要な拠り所となつてているのが「立花聞書」である。「立花聞書」あるいは「立花聞書集」の名で、立花・生花の伝書として歴史上に現われるのはいくつかあるようだが、時代的に近く、しかも権威のあるものでは、毛利作右衛門の「立花聞書集」（一六七七年刊）がある。これには、毛利が十一屋太右衛門から教伝された立花秘伝を記述したもの、とある。十一屋太右衛門は生没年不詳、江戸時代初期のい



(C) 御書院並南風御殿御床飾



— 8 —

ければな作家で、二代池坊専好に学び、立花を理論的にまとめ集成した人物とされている。著書の「立花大全」、「拋入花伝書」はいけばな伝書として知られている。毛利の「立花聞書集」に、池坊専養が朱註を加えた

重森本が、思文閣刊『続花道古書集成』第2巻に収録されている。

毛利作右衛門の「立花聞書集」は上下二冊に分かれており、石垣家に伝わるのは、そのうちの下巻の写しにほかならない。石垣家本の表題は「立花聞書集」だが、巻末には「立花聞書下巻終」とある。同本は首里で書写されたと見なされ、内容が本文書の記述とも符合することから、本文書でいう「立花聞書」は、毛利の「立花聞書集」と見てさしつかえないのであろう。

本文書は、南殿、書院における婚礼祝儀の時の床飾り、その際の番奉行を招請する時の床飾り、および「御婚礼御祝儀並常御成之時」の床飾り以下の三構成になつていて、七枚の挿図がある。

まず、(一)「御婚礼御祝儀之時御書院御床三具足飾」では、書院の床飾りは五具足とし、書院が本勝手であることから、三具足の立花は主居の側にあること、両脇の花台は平目を前にするのが従来の慣例だと述べる(挿図(一))。これに対する本文書の筆者(以下筆者といふ)は、婚礼の場合は、二幅対の掛物の前に直心(すぐしん)の対花を飾ると書物にあるが、旧例ではどのような理由で三具足諸飾とするのか、二幅掛物に立花二瓶ではいささか略儀と見られるためか、どちらを本式とすべきかと問うている。「立花聞書集」に見る限りでは筆者が指摘するように、婚礼祝言の花は「二幅対之掛物にて松の直心の対花也云々」とあるのみで、三具足のことはない。

なお同書祝言の花の項には、「陽之方に白花陰之方に赤花を用なり」とある。本文書に見える「色類遣様ハ法之通也」とは、このことを指していると考えられる。(ただし、池坊専養の朱註では陽の方に赤花、陰の方に白花を用いると訂正されている)。

(二)「同時南風御殿御床飾」では、旧例は掛物一幅に三重の若松合せ真の立花一瓶^(図)を立て合わせることになつていて、このようないわゆるかと疑問を付している(挿図(二))。これは「立花聞書集」の「祝言の花の事」において、二幅対の掛物の前に対花を用いず一瓶を立てる場合は、相生真(あいおいじん)や合真などを用いることのある事に対応するもので、慣例では掛物が一幅になつていることは是非を問うている。

(三)「御婚礼御祝儀御奉行様御招請之時南風御殿御床三具足飾」においては、従来の慣例では「三具足諸飾」となつていて、三具足諸飾は当

初は仏前神前に用いたと書物に見える。書院の旧例(一)の場合も含めて、これでいいのだろうかと述べている(挿図(三))。「立花聞書集」を見るところ、婚礼の床飾りは、二幅対の掛物に松の真心の対花を基本とするところである。

(四)「同時御書院御床飾」。掛物の二幅対に真の立花二瓶を飾り、二幅の中央に中央卓を据えて、その上に香炉、下に活花を飾るのが慣例となつている(挿図(四))。ところが、伝書では婚礼祝儀の床飾りに中央卓を置くとはない。常の祝儀ならば「退心」(除真)^{*(よみ)}の対花に中央卓を飾ることはあると伝書に見える。旧例、伝書の両様ともに本式であろうかと筆者は問う。「立花聞書集」を見ると、二幅対の前に中央卓を置くときは、対の立花を除くか、さもなくば花は「退心」にするがあるが、本文書の筆者がいう「常々御祝儀之時」という規定はない。

(五)「御婚礼御祝儀並常々御成之時」は、挿図、本文とも見出しに南殿、書院の記載がない。挿図の客位主位の位置からすると書院だが、本文では南殿のことと述べている(挿図(五))。ここで筆者は、両脇に対花のない三幅三具足飾りが、婚礼祝儀並びに「常々御成之時」にふさわしいかどうかを尋ねている。しかし、これを慣例とすると、(一)~(四)の内容と矛盾する。婚礼に三具足を飾ることに筆者自身疑問を抱いているのであるから、この法式に改めたいという訳でもないであろう。

また、「常々御成之時」とは恒例の在番奉行招請の時と理解されるが、だとすれば両脇対花を欠いた三幅三具足の飾りは、「立花聞書集」に従う限り略式であるから、この場にはそぐわない。

(六)「御書院御床」では、婚礼祝儀の旧例だと三具足諸飾となつていて

が、「立花聞書」の記述に沿つて「一幅対・真心の対立花に改めてもかまわ

ないだろうかと問うている(挿図六)。

(七)「同時南風御殿御床」の項では、婚礼祝儀の時、伝書通りに二幅対、

合せ真の立花一瓶としたらどうだろうかと提言している(挿図七)。本文書の筆者は、もっぱら婚礼祝儀の面から床飾りの様式を問うている。しかし、婚礼祝儀と「御成之時」では本来床飾りが違う。そうすると、婚礼祝儀に在番奉行「御成」となれば、南殿・書院の床飾りはどうなるのか。

「立花聞書集」では、「御成飾」は三幅対に三具足、対の立花、すなわち諸飾を本式とし、これに準じて略式も可能だとしている。この飾りが、すでに十六世紀末には武家屋敷における正式の「御成飾」とされていたことは、「文緑三年前田亭御成記」で知られるところである。一方、婚礼祝言の飾りは、二幅対に松の真心の対花を基本とし、対花のかわりに一瓶を立てるときは、合真も用いるところである。

「立花聞書集」の原則からすれば、婚礼のとき、書院の床を三幅対・三具足・対花とする慣例(一)の場合)は、筆者が指摘するように疑問とされるところである。同様に、南殿を一幅合真の立花にする(二)の場合)のもおかしい。しかし、奉行招請で三幅対・三具足・対の立花を飾る(三)の場合は、本式の「御成飾」であって、筆者のいう神前仏前云々は当たらない。奉行招請のとき、二幅対に真の立花二瓶を飾り、中央卓を置いて香花を飾る(四の場合)のも、卓に香花の分だけ余計だが、「少し略儀之体ニ而重き」を付けたとも考えられる。問題は婚礼祝儀に重きを置くか、奉行招

請を第一とするかである。

(四)、(七)における筆者の意向は、「立花聞書集」(その他の伝書)に従つて、書院および南殿の床飾りを婚礼の様式に統一したいというところにある。

それが在番奉行招請の場合も含めてのことかどうかは、明らかではない。

本文書には、同一人物の墨書による加筆訂正のほかに、同じ人物の朱筆による加筆訂正もある。疑問を呈する形に書き改められている箇所の元の文では、「委曲被仰聞可被下候」となっているものがあつて、照会の形をとつてある。御茶道方を勤めると見られる筆者の照会状の下書きとして書かれたものか。

本文書が書かれた年代は不明だが、「御座飾帳」の乾隆五十七年新奉行着任にかかる招請の際の床飾りに「御懸物三幅養朴筆三具足立花三(二)カ」瓶が見えるから、遅くとも一七九二年までは遡ることになる。

ここに紹介する三文書は、沖縄県立博物館が鎌倉芳太郎氏から譲り受けたものである。同氏が、大正末期から昭和初期にかけて実施した芸術調査において入手したものと考えられ、出所は不明だが同一箇所あるいは同一人物である可能性が大きい。しかし、三文書をまとめて紹介する理由は、それ以外にもある。まず三つの文書が、在番奉行招請における座敷飾りと深く関わっていることである。その意味で、近世沖縄における座敷飾りと、立花、茶道、礼法、有職故実などについての知識と作法を身につけていなければならぬ。その水準を知るうえでこれらの文書は貴重

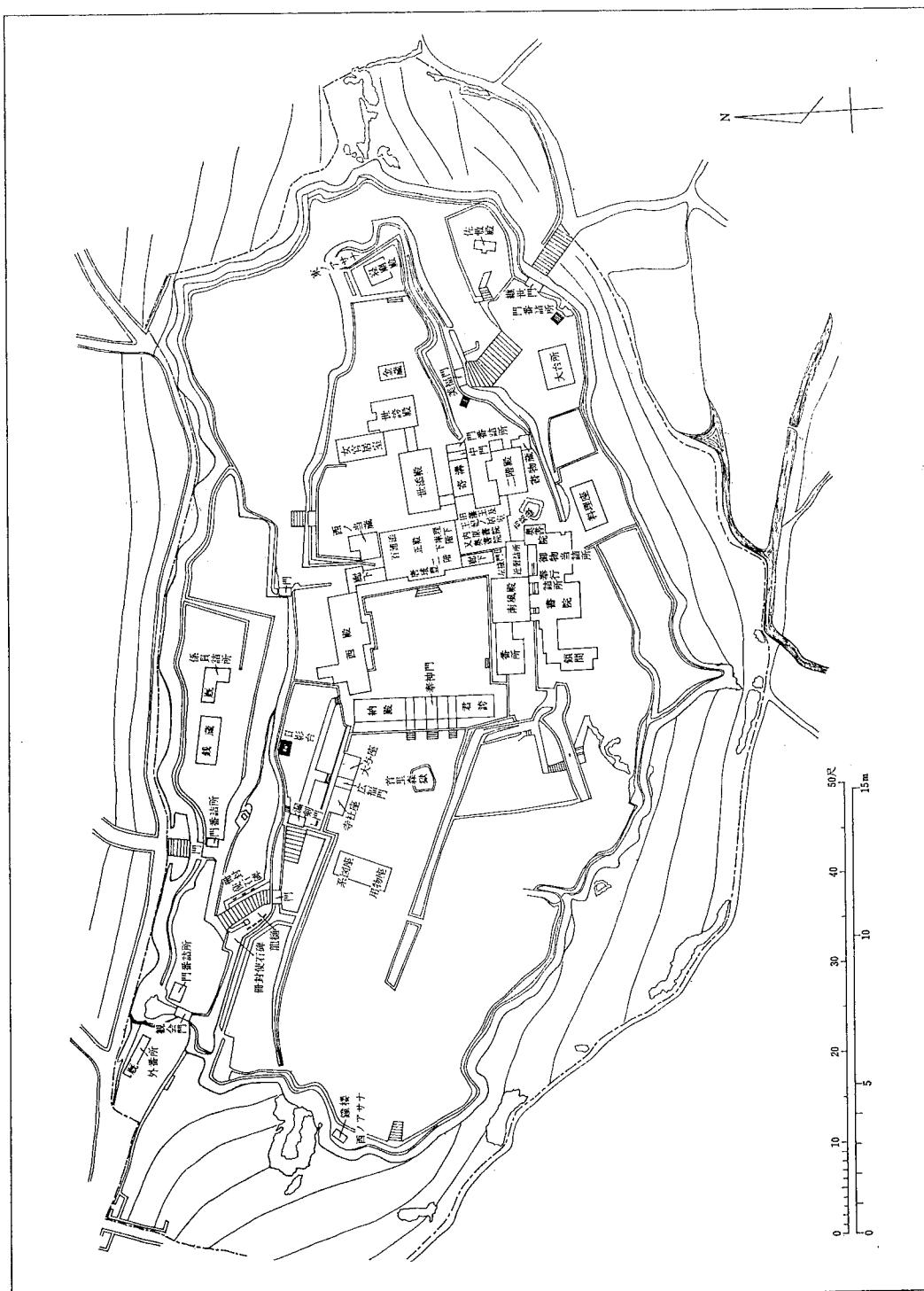
であり、美術工芸史、芸能史研究の資料としても重要である。また個別に見れば建築史、表具史などの分野からも見落とせないだろう。

紹介者の未熟から誤説、誤解も多々あると思われる。関係者の御指摘を賜われば幸いである。解説：解説にあたっては、島尻勝太郎氏をはじめとする球陽研究会の先生方と池坊教授総華督名幸貞子先生、教育庁文化課上江洲敏夫氏に、貴重な御教示と資料提供をいただいた。記して感謝の意を表したい。

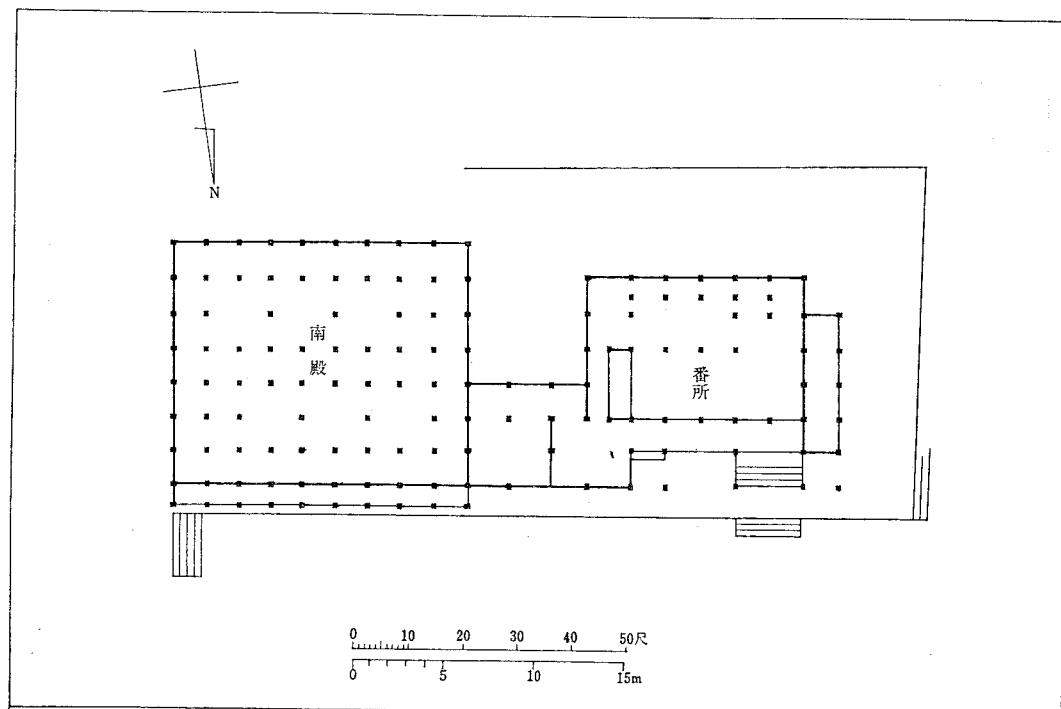
なお、紹介するにあたっては、朱書を傍点で示し、削除箇所は数字を脇にふって、文書の後に並べた。旧漢字はすべて新漢字に、略字体は正字に直した。原文書の欠損は□あるいは□で示し、(欠)と傍註を付した。解説不能な文字は□で示してある。推定される文字は()に入れて傍記した。

本文および註に名称のあがらなかつた参考資料は、次の通りである。

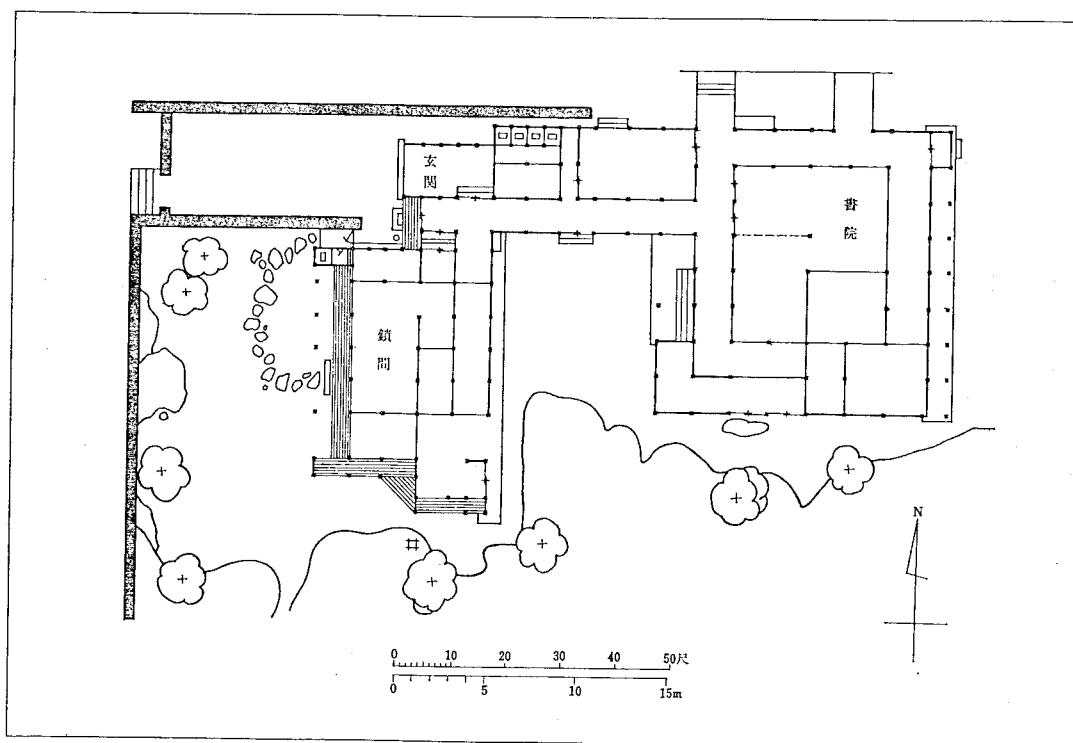
- 比嘉春潮「沖繩の歴史」(『全集』第一巻 沖繩タイムス社)
- 野間清六・谷信一編『日本美術辞典』(東京堂)
- 図説いけばな大系『いけばなの文化史II』(角川書店)
- 同 6 「いけばなの伝書」(同)
- (算用数字は頁数である)
- 註
- (1) 東恩納寛惇「校註羽地仕置」(『全集』二巻 426 ~ 434)
- (2) 同「阿嘉直識遺言書」(『全集』五巻 431)
- (3) 同『南島風土記』「仮屋」の項(『全集』七巻 309)
- (4) 同「阿嘉直識遺言書」(『全集』五巻 426)
- (5) 琉球政府文化財保護委員会編『沖繩文化史辞典』257
- (6) 『中山世譜』卷八(『琉球史料叢書』4(11))
- (7) 東恩納寛惇『南島風土記』「南殿」(『全集』七巻 176)
- (8) 『球陽』卷五「尚豐王三年」(一六二二)。
- (9) 『近世地方経済史料』十巻 317
- (10) 『中山世譜』卷八(『琉球史料叢書』4(12))
- (11) 『同』卷十(『同』157)
- (12) 仲吉朝助編『古老集記類』(『近世地方経済史料』十巻 373)
- (13) 『那霸市史』一巻の(2)190
- (14) 『中山世譜』卷十(『琉球史料叢書』4(18))
- (15) 『美術研究』四十五号 24(一九三六年)
- (16) 『近世地方経済史料』十巻 361 ~ 362
- (17) 『藩法集』8 鹿児島藩下 303、305
- (18) 那霸市首里大中町の久高友章氏(明治三九年生)談。
- (19) ただし、御鎖の間の押板に飾られている様式は、本来「付書院」の飾様式である。
- (20) 『那霸市史』一巻の(2)に再録。同書 483 ~ 484
- (21) 「島津家列朝制度」卷之五十一(『藩法集』8 鹿児島藩下 837 ~ 838)
- (22) 池宮正治「文学芸能関係資料について」(沖縄県教育委員会編『八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』44 ~ 45)



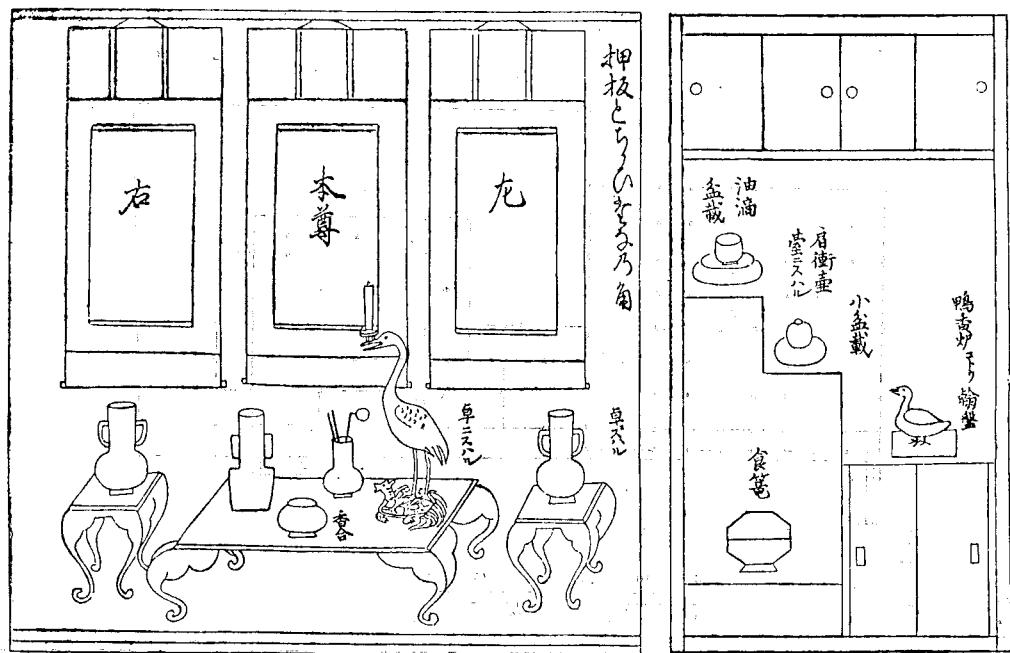
図(A)の1 旧首里城殿舎復原配置図(田辺泰著『琉球建築』より)



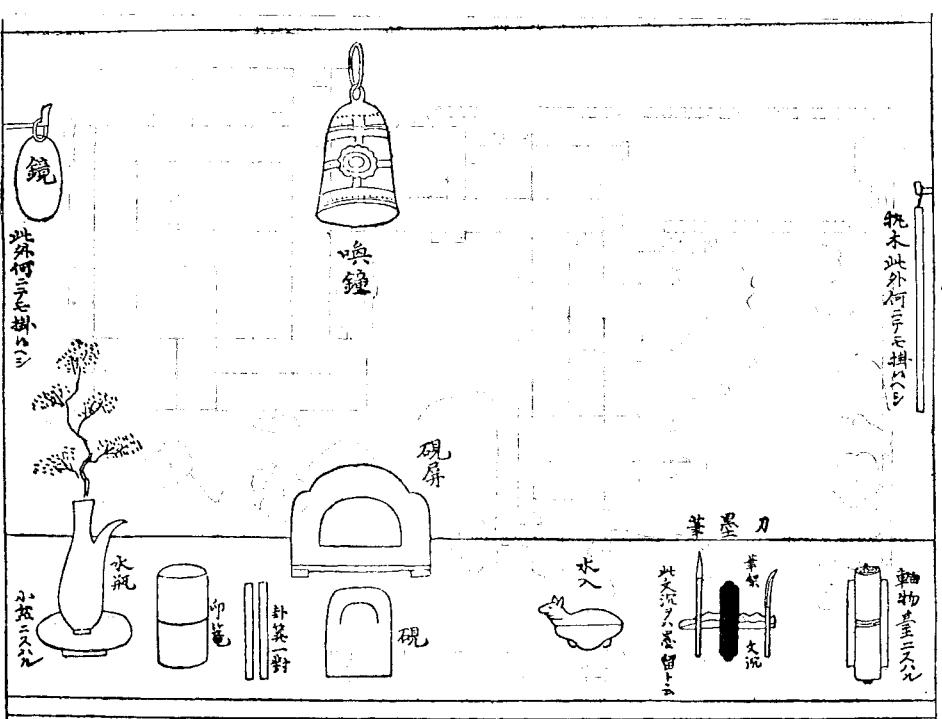
図(A)の2 首里城南殿平面図(田辺泰著『琉球建築』より)



図(A)の3 首里城書院および鎖間平面図(田辺泰著『琉球建築』より)



図(B) 押板と違棚(『御飾記』より)



図(C) 書院飾り(群書類從本『君台觀左右帳記』より)



図(D) 三重の若松合せ真之立花（大井ミノブ編『いけばな辞典』より）

御書院御物帳

御茶道方

但轉瑞球陽二
大文字服紗右同

乾隆皇帝樣勅筆

尚敬樣江御拌領

一 同壹幅二重家二入

内家右同

外家白木

但永祚瀛壻三大文字服紗右同

乾隆皇帝樣勅筆 尚穆樣江御拌領

一 御掛物壹幅二重家二入

内家右同

外家白木繪染木綿組物緒四筋

但海邦濟美四大文字服紗右同

乾隆皇帝樣勅筆 尚穆樣江御拌領

一 同壹幅二重家二入

内家右同

外家右同

但福之大文字服紗右同

右五幅内家構之奉行切封

康熙皇帝樣勅筆石摺中字之行黑木軸此下絹表具

但中山世土大文字黃綸子祫服紗二而包

雍正皇帝樣勅筆 尚敬樣江御拌領

一 同壹幅二重家二入

内家右同

外家白木

唐字御掛物

康熙皇帝樣勅筆 尚貞樣江御拌領

一 御掛物壹幅二重家二入

内家黃梨子地銀之燒付かな物紅組物緒□筋外家白木

但中山世土大文字黃綸子祫服紗二而包

雍正皇帝樣勅筆 尚敬樣江御拌領

一 同壹幅二重家二入

内家右同

外家白木

但唐寅墨跡五姓唐諱寅字伯虎明朝吳人官解元水色服紗二而包桑木軸

一 同壹幅惣家二入

尚質様江誠訪至右衛門殿より上ル

一 同壹幅黃塗家二入

但張瑞岡墨跡姓張諱瑞岡明朝福建泉州府象牙軸
晉江人官文章學士

六

象牙軸

但顏輝筆上品姓顏諱輝字秋月元朝江山人

布袋之繪象牙軸

一 同壹幅惣家二入

康熙五十八年尚敬様御代

但勅使翰林院徐葆光墨跡八文字儒學門碑文記黑木軸

一 同壹幅惣家二入

积元賢明朝
鼓山住持

但石鼓老人墨跡象牙軸

一 同壹幅惣家二入

讚子昂墨跡上品姓趙諱孟頫字子昂号松雪道人元朝

湖州人官至翰林學士承旨謚文敏

公儲

六

但所翁筆上品字陳容又公儲

宋南渡後福唐人

九

雲龍之繪象牙軸

但僧牧溪筆上品讚田樓山人墨跡象牙軸

一 同貳幅白木家二入

但平山筆上品

明朝大梁人

九

山水繪象牙軸

但西崖筆姓劉諱瑜字尚美

西崖明朝全椒人

山水繪象牙軸

一 同壹幅惣家二入

但虞山石谷王翬筆山水象牙軸

一 同壹幅白木家二入

但虞山石谷王翬筆山水象牙軸

一 同三幅對白木家二入

但孫億筆清朝福州人

花鳥之繪象牙軸

一 同式幅白木家二入

華山王心源道人筆

一 益王筆七

宣德御筆

一 御懸物壹幅二重家二入内外家右同

但白鷹之繪右同

一 但松二白鷹之繪水色服紗二而包象牙軸

一 宣德御筆

一 御懸物壹幅二重家二入外家白木

一 但平山筆

明朝大梁人

九

山水繪象牙軸

一 同壹幅惣家二入

一 同壹幅白木家二入

一 同三幅對白木家二入

一 但孫億筆

清朝福州人

花鳥之繪象牙軸

一 同式幅白木家二入

一 華山王心源道人筆

一 但鷹之繪象牙軸

但鷹之繪象牙軸

華山王心源道人筆

益王筆

但白鷹之繪右同

但松二白鷹之繪水色服紗二而包象牙軸

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

宣德御筆

但白鷹之繪右同

但白鷹之繪右同

但白鷹之繪右同

但白鷹之繪右同

但白鷹之繪右同

- 同壹幅白木家二入橫物
但孫億筆右同
- 同壹幅惣家二入
錢塘
- 御懸物壹幅白木家二入橫物
但龔鯨筆山水象牙軸
- 同壹幅白木家二入橫物
但王任治筆山水塗軸
- 同壹幅白木家二入橫大物
但蘭水梁昌筆山水塗軸
- 同壹幅惣家二入
康熙六年 尚質樣御代
- 但勅使王垓自畫讚黑木軸
但宗叙筆花鳥之繪並讚有ル象牙軸
- 同壹幅白木家二入
華亭沈
- 同壹幅白木家二入
但唐寅筆山水象牙軸
- 和絵御掛物
- 光久様御筆 尚貞様江御拌領
御掛物壹幅二重家二入外家黃塗
但朱達磨之繪水色服紗二而包象牙軸
- 同壹幅二重家二入右同
但寿老人之繪服紗並軸右同
- 光久様御筆 尚貞様江御拌領
同三幅對二重家右同
但中尊(免力)左右山水服紗並軸右同
- 同壹幅二重家二入右同
但李因筆武林葛無寄侍松二鷹之繪象牙軸
- 同壹幅所翁筆二入加
但朱陵吳坤筆松三虎之繪象牙軸
- 同壹幅
但王若水筆姓王諱淵字若水号澹軒元朝杭州人山水軸
- 同壹幅
但石摺檜岡楷岡塗軸
- 同壹幅
但朱達磨之繪象牙軸
- 綱久様御筆

但竹ニ雀之絵服紗並軸右同

光久様よ里 尚貞様江御拝領

一 御掛物三幅二重家 二入 内家真塗
外家黄ぬり

但探幽法印筆中尊釈迦左右山水水色服紗二而包象牙軸

小名宰相四郎二郎采女号探幽斎法眼位後薩法印位云

守信 尚貞様御代康熙十三年寅ニアタル
延宝二年十月七日終七十二

總州様よ里谷山堅右衛門殿御使者ニ而御拝領

一 同三幅對二重家二入内家黃塗組物緒共外家白木

但養朴法印筆中尊富士左右吉野龍田之絵服紗軸右同

右近養朴又称古川耕寛齋又青白齋
宝永元十月十二日法眼位後薩法印

常信 尚敬様御代康熙五十二年ニアタル
正徳三年癸巳正月廿七日卒七十八

但雪舟筆一幅菊ニ雀桑木軸一ふく花鳥象牙軸一幅う楚之絵桑軸

尚貞様江東氏知念親方政興よ里上ル

一 同五幅對黃塗家二入

朱印重信与有之

但永徳法印筆山水象牙軸

四郎二郎大炊介越前守号永川授法眼位世称古法眼

元信 尚元様御代嘉靖三十八年己未ニアタル
永祿二年十月六日卒寿八十四

尚純様江諷訪奎右衛門殿より上ル

一同壹幅惣家ニ入ル横物永真法眼究状有ル

但秋月筆梅ニ月之絵象牙軸

尚純様江喜入源兵衛殿よ里上ル

一同壹幅白木家二入 宗甫並俊成卿筆和歌二幅入加

但探幽法印筆雲龍之絵象牙軸

尚純様江新納主悦殿よ里上ル

一同式幅惣家二入

但常信筆一幅行ニ寿老人之絵一ふく山水横物二幅共象牙軸

一 御懸物三幅白木家二入横物

但秋月筆一幅菊ニ雀桑木軸一ふく花鳥象牙軸一幅う楚之絵桑軸

一同壹幅白木家二入

但雪舟筆渡唐後還俗 寿老人之絵象牙軸

一同壹幅惣家二入横物

但常信筆富士之絵象牙軸

一同壹幅惣家二入御物帳相記・横物象牙軸

但古川叟常信筆寿老人之絵象牙軸

一同壹幅惣家二入

但永徳法印重信筆山水象牙軸

源四郎号永徳任法印

一同二幅對白木家二入 狩野妥女究状有ル

重信 尚寧様御代万曆廿五年丁酉ニアタル
慶長二年九月十四日卒四十七

同十八年ニアタル
一二八天正十八年九月卒四十八

一同二幅惣家二入

但周信筆一幅滝三人形一ふく岩三仙人之繪象牙軸

右近号如川

尚敬様御代雍正七年ニアタル
享保十四年酉正月六日卒寿六十九

秀忠様御筆

壱枚

尚純様江宮原意安より上ル

壱枚三小堀遠州宗甫筆

壱枚三古田織部手跡

壱枚三一休墨跡

壱枚三武州之國用大破

御道具究状壱卷軸なし

同壹幅惣家二入

同三幅對黃ぬり家二入

同三幅對黃ぬり家二入

同三幅對黃ぬり家二入

但古信筆中尊寿老人右松二鶴左梅二鶴象牙軸

榮川 尚敬様御代雍正九年ニアタル
享保十六年亥正月八日卒三十七

但益信筆采女法眼ひよ鳥之繪象牙軸

倭字御掛物

綱貴様御筆

御惣物壱幅二重家二入横物内家黄塗

但和歌象牙軸水色服紗二而包

同一幅白木家二入横物俊成卿墨跡かな探幽法印筆

但宗甫墨跡和歌象牙軸

同壹幅家右入加

但俊成卿墨跡和歌象牙軸

同壹幅白木家二入

但守広筆花鳥之繪ぬり軸

御惣物表具迦六枚黄塗家壱二入

和繪御手卷

一 同式軸黃塗家二入

吉貴様よ里 尚益様江富山清右衛門殿御使者二而御拝領

一 御手卷式軸黃塗家三入青ふく糸組物緒共

一 但養伯法橋筆色之國水色服紗二而包象牙軸

大守様よ里 尚穆様江時任長右衛門殿御使者二而御拝領

一 同壱軸白木家二入

但幽泉法橋筆色之國右同

一 同壱軸黃塗家二入

但雪信筆光信女古法眼妻ヨ近江八景之國象牙軸
得タリ号雪信

一 同壱軸黃ぬり家二入表紙無之

但春正法橋筆木瀬六右衛門殿源摩之國

和字御手卷

綱貴様御筆 尚純様御上国之時御拝領

一 御手卷壱軸桑ノ木家二入小破物

但和歌青地金欄袋二入表具大破物

一 同壱軸白木家二入

但田上閑翁墨跡かな象牙軸

一 御手卷式軸黃塗家二入

但新納又左衛門殿墨跡かな象牙軸

一 同壱軸白木家二入

但平野伊兵衛殿墨跡八文字象牙軸

一 同式軸黃塗家二入

但高柳高左衛門殿墨跡かな象牙軸

一 同壱軸白木家二入

但御同人墨跡かな黒木軸

一 同式軸右之家二入加一軸かな書一軸手本書

但新納又左衛門殿墨跡象牙軸

尚純様御上国之時上ル

一 同式軸白木家二入

但而雲沙門道人手跡象牙軸表具破

唐繪御手卷

一 御手卷壱軸黃塗家二入

但文徵明筆姓文名壁字徵明

但劉松年筆姓劉諱松年宋朝錢塘人人形繪人之讚有ル象牙軸

一 同壱軸黃塗家二入

但劉松年筆姓劉諱松年宋朝錢塘人人形繪人之讚有ル象牙軸

一 御手卷壱軸白木家二入

但仇英筆姓仇諱英字美父元号十州明朝大倉人吟富國象牙軸

一 同壱軸白木家二入

但子昂筆馬之繪錢良右南邨兩人讚有ル象牙軸

唐御手卷並御手鑑

一 御手卷壱軸

但蘇軾墨跡石摺唐朝字子瞻号東坡
四川眉山人軸なし

一 御手鑑壱折白木家二入

但子昂墨跡石摺

一 御手鑑壱折白木家二入

倭御手鑑

吉貴様よ里 尚益様田中五兵衛殿御使者三二而御拝領

一 御手鑑壱折黃塗家二入青紺さなた緒共

但三十六歌仙同目錄共紫縮緬服紗二而包

一同壱折白木家二入

但地紙金磨色紙四十八枚絵歌

琉絹表具

一 御懸物一ふく横大物白木家二入

石嶺親雲上事

但琥以祚筆山水黒木軸

一同一ふく

但右同人筆花鳥

註・次々頁に「御酒代桑江親雲上」との墨書あり。筆跡は別か。

一下に統く「之四字」削除。以下同じ。

二 之四字

三 之四字止 ↓大文字服紗

四 之四字

五 裹絹

六 立

七 御

八 讀有ル

九 讀有↓墨絵

十 大

十一 物 ↓軸

十二 像法体之図 ↓画讀

十三 沈

十四 売 ↓三

十五 法眼 ↓法印

十六 古法眼元信 ↓永徳法印

十七 常信 ↓古川叟常信

十八 古法眼元信 ↓永徳法印重信

十九 銘書八

二十 木村探元齋 静隱守成

三但

西但

三但

云卷↓軸

毛譁↓名

元徵仲↓徵明

元人形絵↓吟富図

云都↓邨

三同

三江

一御床 御掛物一幅西崖之筆山水之絵立花一瓶

一御違棚

南風御殿

南 堆朱御印龍盆二載せ

中 御手鑑一折歌仙盆三載せ

北 鐵桶仙

下 銅之獅子

御葉茶壺

公事帳調部方
兼浜筑親雲上
田里筑親雲上
仲嶺し

一 北表六尺縁六帖敷一番目壁本御奉行様御腰物掛居

御右筆座

一 台子一組 御茶具揃

御取付之間

御座飾

御奉行御招請之時

一 御首途御招請之時

年頭御招請之時

乾隆五十五年庚戌御奉行河野外記様御役衆御首途御招請之御時

御座飾

一 橫目付衆年頭御申入之時
一 同御首途御申入之時

一 初而御招請之時

一 御床 御掛物一幅孫億之筆花鳥之繪活花

御着替所

一 御床 御掛物一幅秋月之筆梅月之繪活花

御書院

一 御床 御掛物一幅吳坤之筆虎之繪立花

(一瓶力)

一 御違棚

上 御手卷一軸宋父仇英之筆盆二載せ

中 石之鷹

下 御料紙箱

御茶之間

一 台子一組御茶具揃

樂之間

一 南表壁本大小掛床下御奉行様御腰物掛居

一 十間之間襖間本御役衆刀掛居

内炉之間

一 御床 御掛物一幅永德筆唐子之繪銅之岩組

一 同所北表壁本台子一組 御茶具(揃)

御鎖之間

一 御床 御掛物一幅古法眼之筆山水之繪活花

一 押板

上 執木

下 喚鐘

下 筆架 筆洗 砚
水瓶 料紙 筆

裏御座

一 御床 御掛物一幅顏輝之筆布袋之繪活花

四月

御座飾

南風御殿

一 御床 御掛物一幅平山筆山水之繪松之一色

一 御違棚

南 活花

中 御手鑑一折歌仙盆二載せ

北 堆朱御印籠盆二載せ

下 御嘉例

北表六尺縁六帖敷一番目壁本御奉行様御腰物掛居

一 北表高敷之壁本御役衆刀掛居

御右筆座

一 台子一組 御茶具揃

一 御取付之間

乾隆五十八年癸丑年頭為御祝儀御奉行平田孫太郎様御始御役衆御招請之時

同所西表壁本丁子風呂居

御番所

上 執木
下 呬鐘
弘子

一 御床 御掛物一幅梁高筆山水之繪雪松

御着替所

下 砚筆架墨
筆紙硯屏水瓶

一 御床 御懸物一幅秋月筆菊す、免之繪活花

御書院

一 御床 御掛物一幅宗甫之筆活花

正月

一 御床 御掛物一幅秋月筆菊す、免之繪活花

御違棚

一 御床 御掛物一幅宗甫之筆活花

一 上 御手卷一軸劉松年筆盆三載せ

中 鏡 砚屏

乾隆五拾七年壬子御奉行平田孫太郎様初而御招請之時

下 御料紙箱

一 御座飾

一 御茶之間

一 南風御殿

一 台子一組 御茶具揃

一 御床 御懸物三幅養朴筆

一 樂之間

一 十間之間襖間之本御役、衆刀掛居

一 南表壁本大小懸床下御奉行様御腰物懸居

一 御違棚

一 内炉之間

一 御床

一 御掛物一幅益信筆ひよ鳥之繪岩組

一 南 盆堆朱御印籠

一 同所壁本台子一組 御茶具揃

一 北 鐵榜仙

一 御床 御掛物一幅探幽法印筆山水之繪活化

一 中 御手鑑一折歌仙

一 御鎖之間

一 下 銅之獅子

一 御床 御掛物一幅探幽法印筆山水之繪活化

一 下 ひすきの内 御葉茶壺

一 北表六尺縁六帖敷一番目壁本御奉行様御腰物懸居

御右筆座

一 台子一組 御茶具揃

御執付之間

一 北表高敷壁本御役衆刀懸居
一 同所西表壁本丁子風呂居

御番所

一 御床 御掛物一幅梁高筆
活花

御着替所

一 御床 御懸物一幅周信筆
活花

御書院

一 御床 御懸物二幅僧牧溪筆
对立花

一 御違棚

上 御手卷一軸劉松年筆
盆三載せ

中 鏡 砥屏

下 御料紙箱

御茶之間

一 台子一組 御茶具揃

樂之間

一 南壁本大小掛床下御奉行様御腰物懸居

一 十間之間襖之間之本御役衆刀懸居

内炉之間

一 御床 御掛物一幅永徳筆
銅之岩組

一 同所北表壁本台子一組 御茶具揃

御鎖之間

一 御床 御懸物一幅益王筆
活花

押板

一 押板

上 執木
下 呬鐘
下 砧
下 水瓶
下 砧屏
下 筆架
下 筆洗
下 料紙
下 筆紙

裏御座

一 御床 御掛物一幅秋月筆
活花

五月

乾隆五十七年壬子横目付衆年頭御祝儀御申入之時

御座飾

南風御殿

一 御座 御懸物一幅西崖筆山水之繪松之一色

一 御違棚

南 活花

中 御手鑑一折歌仙盆二載せ

下 御嘉例

北 堆朱御印籠盆二載せ

ひすきの内 (欠)

御右筆座

一台子一組 御茶具揃

御執付之間

北表高戸之下壁本刀掛居

同所北表壁本丁子風呂居

御番所

御床 御掛物一幅孫億筆花鳥之繪雪松

御床 御掛物一幅常信筆富士之繪乘老子

御書院

御着替所

御床 御懸物一幅雪舟筆寿老人之繪雪松

御違棚

上 御手鑑子昂筆

中 沈箱

下 御嘉例

樂之間

一 南表壁本大小掛床

内炉之間

一 御床 御掛物一幅永徳筆唐子之繪銅之獅子

一 同所壁本台子一組 御茶具揃

御鎖之間

一 御床 御掛物一幅古法眼筆山水之繪活花

一 押板

一 上 喚鐘 右 執木

一 下 銅之岩組

一 裹御座

一 御床 御掛物一幅秋月筆梅月之繪活花

一 正月

乾隆五十七年壬子横目付衆首途申入之時

御座飾

南風御殿

一 御床 御懸物一幅吳坤筆虎之繪立花一瓶

一 御違棚

南 盆二載 堆朱御印籠

中 御手卷一軸宋父仇英筆

盆

三

載

北 青磁 砚屏

下 銅之獅子

ひすき之内 御葉茶壺

御右筆座

一台子一組 御茶具揃

御取付之間

一 北表高敷之下壁本刀懸居

一同所北表壁本丁子風呂居

御番所

一 御床 御掛物一幅孫億筆
花鳥之図活花

御着替所

一 御床 御掛物一幅永徳筆
唐子之絵牛乘老子

御書院

一 御床 御掛物一幅西崖筆
山水之絵活花

一 御違棚

上 御手鑑一折子昂

中 沈箱

下 銅之石組

樂之間

一 南壁本刀懸居

十間之間

一 内炉之間

一 南壁本刀懸居

一 御床 御掛物一幅常信筆
下銅之獅子

一同所壁下台子一組 御茶具揃

一 押板

御鎖之間

一 御床 御掛物一幅古法眼之筆
山水之絵活花

一 押板

上 右 執木
中 喚鐘
左 払子

下 砚箱
奉書紙

裏御座

一 御床 御掛物一幅秋月筆
花鳥之絵活花

五月

乾隆五十五年庚戌御奉行凌谷喜三左衛門様御役、衆暑氣御見舞之時

御座飾

御鎖之間

一 御床 御掛物一幅探幽筆活花

一 押板

上 嘸鐘

下 貝摺御料紙箱

左 執木

裏御座

一 御床 御掛物一幅秋月筆活花

内炉之間

一 御床 御掛物一幅周信筆銅之獅子

一 同所北表壁本台子一組 御茶具揃

御書院

一 御床 御掛物一幅平山筆活花

一 御違棚

上 御手卷一軸幽泉筆盆二載せ

中 貝摺沈箱 下 銅之岩組

樂之間

一 南表大小掛床下御奉行様御腰物掛居

御茶之間

一 台子一組 御茶具揃

南風御殿

御違棚

一 御床 御手鑑一折子昂筆

上 堆朱御印籠 下 銅之獅子

十間の間

一 南表壁本役、衆刀掛居

一 南表壁本役、衆刀掛居

一 御床 御掛物一幅沈宗叙筆硯屏

一 御床 御掛物一幅常信筆活花

一 御床 御掛物一幅古法眼筆活花

一 押板

一 押板

一 押板

御座飾

御鎖之間

一 御床 御掛物一幅古法眼筆活花

一 押板

上 嘸鐘 左 執木

下 貝摺御料紙箱

裏御座

乾隆五十七年壬子御奉行平田孫太郎様御役、衆寒氣御見舞之時

一 御床 御掛物一幅秋月筆活花

内炉之間

一 御床 御掛物一幅常信之筆銅之獅子

同所北表壁本

台子一組 御茶具揃

御書院

一 御床 御掛物一幅唐寅筆活花

御違棚

上 御手卷一軸幽泉筆盆二載せ

中 貝摺沈箱

下 銅之岩組

樂之間

一 南表大小掛床下御奉行様御□□掛居
(廣物)

御茶之間

一台子一組 御茶具揃

南風御殿

一 御床 御掛物一幅章声筆貝摺硯屏

一 御違棚

上 御手鏡一折子昂筆

下 堆朱御印籠

十間之間

一 南表壁本役衆刀掛居

御番所

一 御床 御掛物一幅孫億筆硯屏

御着替所

一 御床 御掛物一幅益信之筆□(次)

十二月

御書院并南風御殿御床飾

御婚礼御祝儀之時御書院御床三具足飾

挿図(一) (次ページ)

一 御床御掛物三幅対掛中尊之前ニ折卓飾候也其真中くり方之上中ニ香
炉前ニ香箱後ニ香匙火筋立居右之くり方之上ニ真之立花居左之くり
方之上ニ鶴亀燈台図之通飾置候なり

一 中尊立花ハ三重之若松真之立花請流枝ニ天地和合之枝遣置候なり
一 両脇対花ハ二重之若松真之立花天地和合之枝遣不申候なり

付 三瓶共心ハ合せ不申直心也色類遣様ハ法之通なり

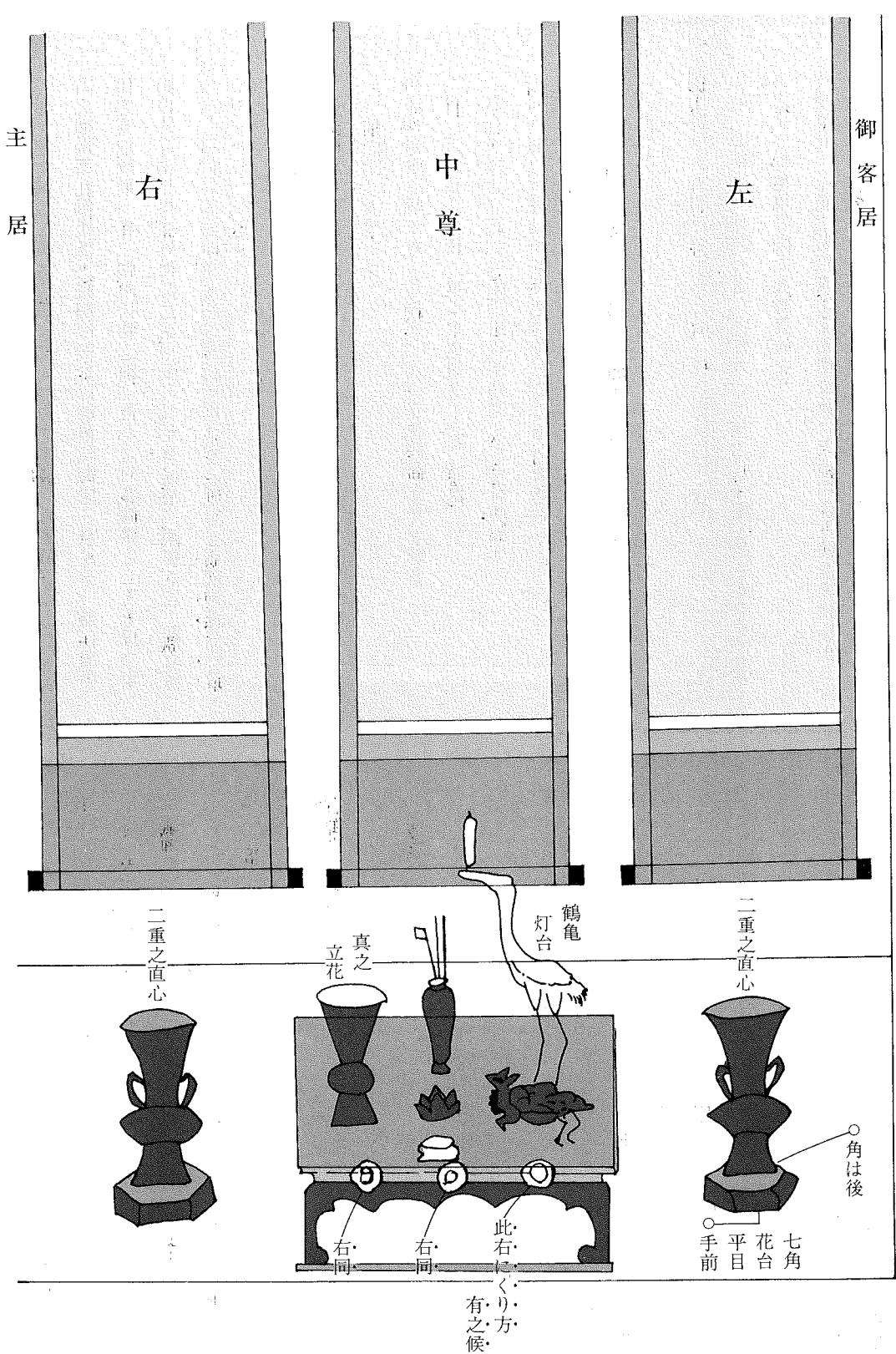
一 三具足真之立花居所ハ座敷之向様無構御床より右此方より向テ左ニ
立申候なり

付 本文之通御飾仕候も不苦候哉

四
一 御書院御床者左上ニ而真之立花者卓之右之方主居なり

一 両脇対花居候花台ハ七角台平目を前ニなし居置候なり

(一) 御婚礼御祝儀之時御書院御床三具足飾



付 角を前なし候方も有之候、いつ連を本式ニ而候哉

右之通御婚礼御祝儀之時御旧例を以御書院御床三具足五ツ飾仕置申候尤聲取嫁取二者二幅對掛物之前ニ直心之対花陰陽之心入を以立申由書物ニ相見得候處何様之訛ニ而三具足飾候哉二幅掛立花二瓶立候儀少し略儀之体ニ而重キ相付三具足飾たるニ而可有候哉兩様共難取究候いつ連を本式ニ而候哉

三具足真之立花居所ハ本勝手ニも左勝手ニも座敷之向様無構御床よ

り右此方より御床ニ向テ左ニ立申ナリ

付 本文之通御飾仕候も可相済候哉

南風御殿ハ右上之御床ニ而真之立花ハ御客位表なり

三具足諸飾之儀ハ當時書院向二者飾り不申神前仏前ニ用得候与書物ニ相見得候

付 諸飾ハ何ミ之場ニ相応仕候哉
右御書院御床同断

同時南風之御殿御床飾

挿図(2) (次ページ)

一 御床御掛物壹幅三重之若松合せ真之立花壹瓶立合せ候事

付 天地和合之枝ハ遣不申色類遣ハ法之通也

右合せ真之立花ニ壹幅之掛物置候法式も可有候哉

◎右合せ真之立花仕御掛物壹幅掛候法式も可有候哉

同時御書院御床飾

挿図(4) (35ページ)

一 御床御掛物式幅對掛二重之若松真之立花式瓶立合二幅之中ニ中央卓居上ニ香炉下ニ活花仕候なり

右之通御旧例ニ付式幅對ニ立花ニ瓶中ニ中央飾候處御婚礼御祝儀之時二幅對ニ直心之対花ニハ中央無之由書物相見得候尤常々御祝儀之時退心之対花ならハ中央飾も仕候与前文相見得候兩様共本式ニ而候哉

御婚礼為御祝儀御奉行様御招請之時南風御殿御床三具足飾

挿図(3) (34ページ)

一 御床御掛物三幅對掛中尊之前ニ折卓飾候也其真中くり方之上中ニ香

炉前ニ香箱後ニ香匙火筋立居右之くり方之上ニ真之立花居左之くり方之上ニ鶴亀燈台図之通飾置候なり

付 三瓶共心ハ合せ不申直心也色類遣様ハ法之通也

御婚礼御祝儀並常々御成之時

挿図(5) (36ページ)

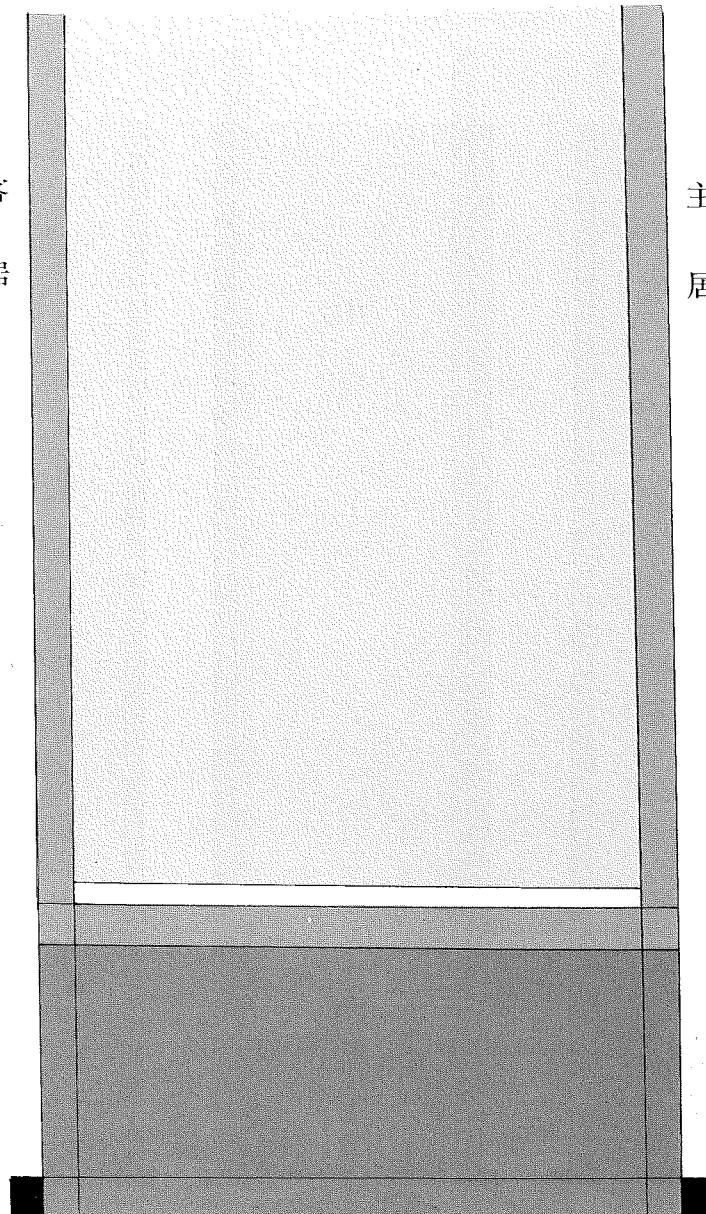
御床御掛物三幅對掛中尊之前ニ折卓其上中ニ香炉前ニ香合後ニ香匙火筋立右くり方之上ニ真之立花壹瓶左之くり方之上ニ鶴亀燈台飾候

付 付

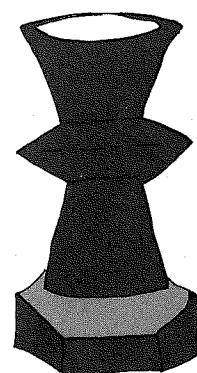
(二) 同時南風御殿御床飾

客
居

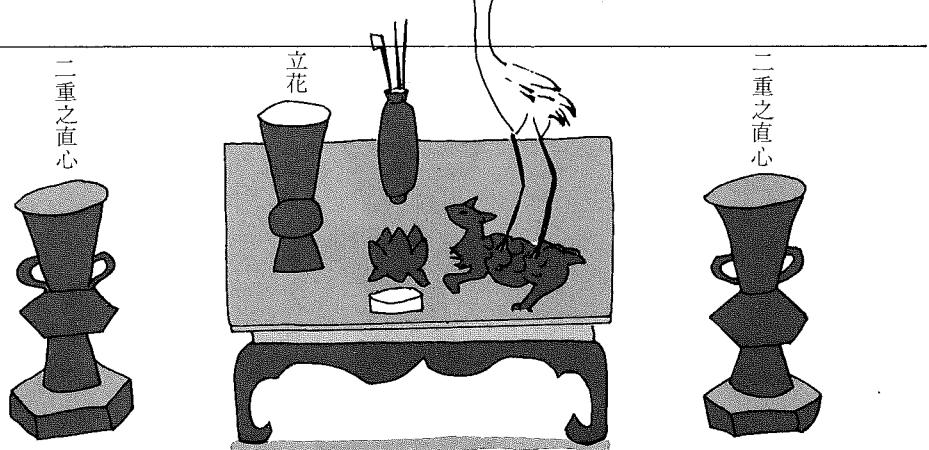
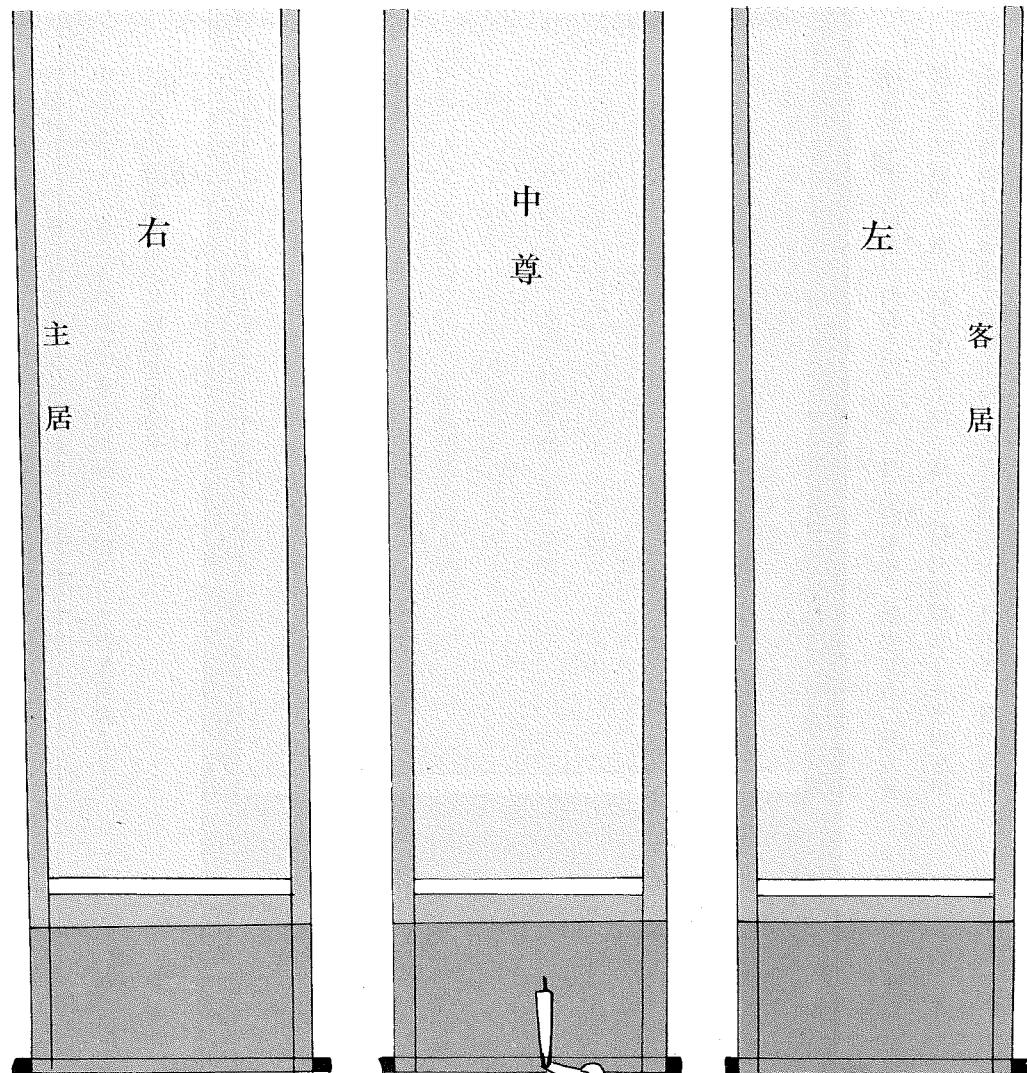
主
居



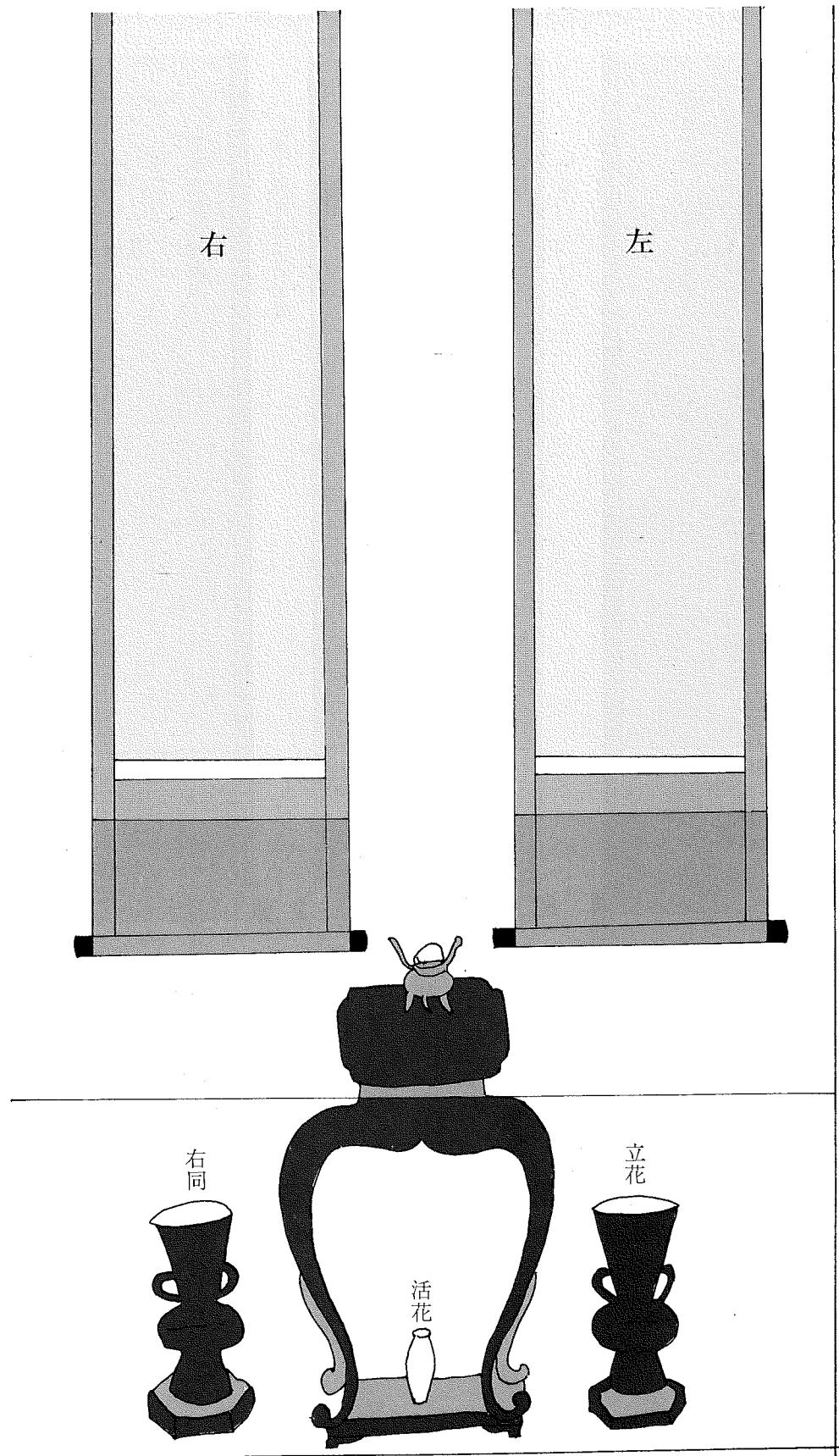
之立花
合シ真



(三)御婚礼為御祝儀御奉行様御招請之時南風御殿御床三具足飾



(四) 同時御書院御床飾



(五) 御婚礼御祝儀並常、御成之時



付 三重之若松真之立花心ハ合せ不申請流枝ニ天地和合之枝遣置
候

右之通三具足与申候て脇ニ対花なしニ茂飾申候哉御先例ニ者御書
院御同然三具足飾置候然處三具足片飾ニ而候御婚礼御祝儀並常欠御
成之時ニも相應仕候哉

御書院御床

挿図(六) (次ページ)

一 御床御掛物二幅掛直心之対立花立合候なり

付 二重之若松真ハ合せ不申請流枝ニ天地和合之枝色類遣ハ法之
通候也

右之飾様現行不仕候へ共立花聞書ニ聾取嫁取之時二幅対ニ真心之対

花本式与相見得候何様之訛ニ而候哉飾伝与ハ相替従跡ミ三具足飾
り仕来リ候儀何様之訛ニ而候哉取分難相究候向後三具足飾之場ニ右
之飾仕候而も不苦候哉

同時南風御殿御床

挿図(七) (次ページ)

一 御床御掛物二幅對掛三重之若松合せ真之立花壺瓶立合申候事

付 請流枝ニ天地和合之枝無之色類遣法之通なり

一 御婚礼御祝儀之時御書院三具足或ハ対花杯仕候而南風御殿ハ文之通
如何候哉

右之飾り御先例ニ者御掛物毫幅ニ合せ心之立花壺瓶仕候以後右体之
節二幅対ニ合せ心之立花一瓶立候而も不苦候哉

一 「申」に続く次文が削除され、朱書で訂正されている。以下同様。

「定法之由ニ而御書院並南風御殿ニ而も同断御飾仕候而も不苦敷候哉

如何之事」→候なり

二 付(削除。以下同様)

三 「…御」に続く次文字が削除され、朱書で訂正されている。以下同様。

座→床

四 後に続く次文が削除されている。以下同様

南風御殿ハ右上之御座ニ而客位方居なり

角を前になし候而も用候哉如何之事

六 仕

七 次第→体

八 右式ニも重キ相付

九 仕候哉ケ様之事共無案内ニ有之候得者此節委曲取分ケ被仰聞可被下
候たるにて候哉兩様……本式ニテ候哉

十 定法之由ニ而御書院並南風御殿ニ而も御同様ニ御飾仕候也→なり

十一 座

十二 この次の行から始まる次文が削除されている。

一 三具足諸飾之儀當時御書院飾ニ者無之候哉何ぞ之御祝儀ニ相應仕
候哉

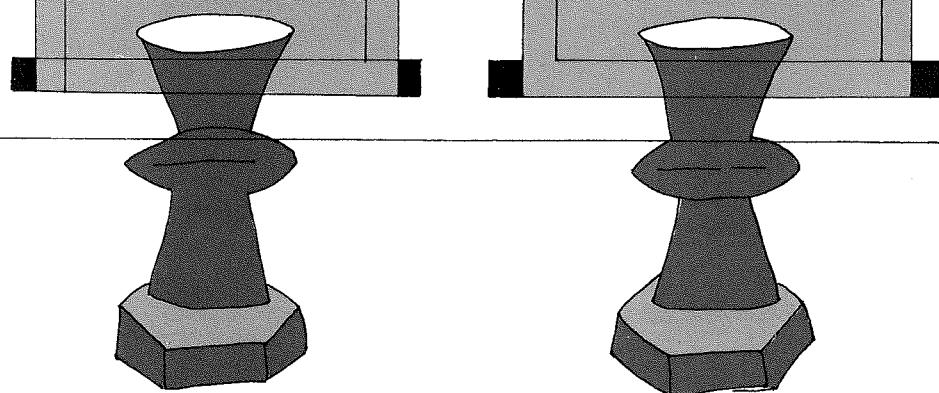
(六) 御書院御床

主
居

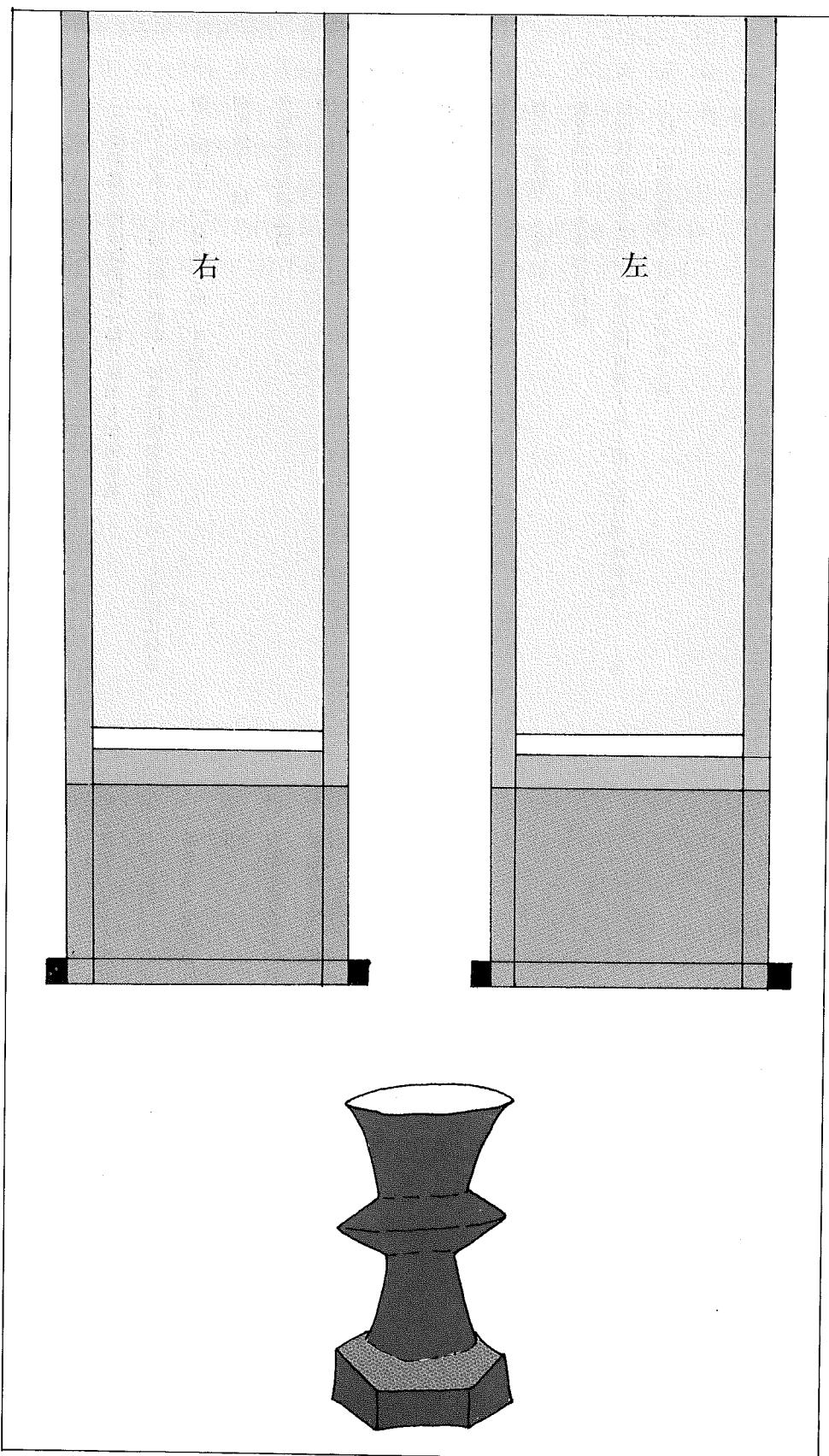
右

左

客
居



(七) 同時南風御殿御床



一 三具足諸飾之儀御婚礼並常々御成之時ニも御同様ニ飾り候哉

哉

付 神前仏前之外二者用得不申候哉右之通御書院御婚礼御祝儀之時御書院御床御同様ニ飾り候而も如何候哉

是之處本文之通可相濟候哉 御奉行様御招請之時ニも相應仕候哉

古 飾ニ□□千ミ□候處→向ニ者飾不申

圭 御祝儀ニ→場ニ

夫 御婚礼御祝儀之時

毛 飾

大 置候

丸 真

云 候なり→仕候なり

三 仕来

三 飾伝（書物）二者

三 飾之被仰候↓書物相見得候
云 被仰候是又委曲取分ヶ被仰聞可被下候→前文相見得候兩様……哉

云 上様 国頭親雲上より初而御成之時

云 置

毛 旦又

云 中尊之前ニ折卓中ニ香炉前ニ香合後ニ香匙火筋立左右ニ真之对立花

仕候處兩様共→御書院御同様……ニ而候

元 二茂→並

云 是又委曲被仰聞可被下候

三 者

三 就夫ハ私共了簡計ニ而者→儀何様……候哉

云 御座候間以後右式之時ニ茂ニ幅対ニ真心之対花相用得候而も不苦敷候哉是又委曲被仰聞可被下候→候向後……不苦候哉

三 本

云 宣御座候哉→如何候哉

毛 式之時→体之節

云 敷

云 是又取分ヶ委曲被仰聞可被下候